

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る

## 「工業会証明書」の発行について

標記「工業会証明書(生産性向上要件証明書)」の発行を希望される方は、以下の手順

によりお申し込みください。制度の概要は下記のホームページをご覧ください。

なお、当協会では制度の説明、解説は行っておりません。

ご質問がある場合は、それぞれの「問い合わせ先」にご確認ください。

◆中小企業等経営強化法による支援

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

◆先端設備等導入制度による支援による支援

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

◆工業会等による証明書「生産性向上要件証明書」について

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

## 証明書発行申請手続きと流れ

### 1. ご用意いただくもの

- ・ 証明書原本 Word ファイル
- ・ チェックリスト Excel ファイル
- ・ 生産性根拠資料 様式自由（製品のカatalogなど）

（注）製品の種類ごとに証明書の発行を担当する工業会が異なりますので、申請先は、以下のリンクを参考にしてください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701kougyoulist.pdf>

### 2. 資料の事前確認

上記証明書類を作成、用意し、まずはメール添付にて申請書類をお送りください。

#### 【連絡先】

〒104-0045 東京都中央区築地 4-1-1 東劇ビル 10F

日本マテリアル・ハンドリング（MH）協会 税制担当：佐藤

TEL:03-3543-9335/FAX:03-3543-8970 E-mail: [info@jmhs.gr.jp](mailto:info@jmhs.gr.jp)

### 3. 証明書発行の申請

証明書を発行できると確認された場合には、追ってお知らせいたします。

確認までには数週間かかる場合がありますので、お時間に余裕を持って申請してください。

### 4. 手数料の納付と証明書発行

証明書の発行には手数料の納付が必要です。証明書の発行が確認されましたら、原本と請求書を同封し郵送いたしますので、銀行振込みにて、手数料を納付ください。

#### 【手数料】

○会員 一件：1,100 円／通 ○一般 一件：11,000 円／通

#### 発行手数料改定のお知らせ

本制度に関する証明書の発行手数料ですが、長らく消費増税分の額を反映しておりませんでした。監査からの指摘もあり、2021年6月1日以降に発行する証明書については、下記の通り手数料を改訂させていただきました。何卒ご理解のほど宜しくお願い致します。

会員：1,000 円→1,100 円、一般 10,000 円→11,000 円